



ニュース速報です！

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました！

これにより職場における

**熱中症対策が事業者に義務付けられました！**

裏面をごらんください！

# 熱中症も補償 される傷害の共済 商工会にあいませ

商工会の福祉共済 傷害プラン 2,000円コース、3,000円コース、4,000円コース、シニアプラン

会員のみなさまからこんな話を聞きました…



林業のAさん（57歳）  
チェーンソー使うから半袖と  
か着れないし、木くず吸い  
込むから空調服も着れない  
よ！夏はた辛い！

ラーメン店経営Bさん（45歳）  
毎日仕込みの時はでっかいずん  
どうで何時間も煮込むから夏は  
倒れそうになる（笑）

内装工事業Cさん（38歳）  
ほとんどクーラーのない現場だし、風の  
ない日は開けっ放しでも蒸し風呂だ！  
サウナは好きだけど現場が暑いのは辛  
い！



小学生の男の子を持つ会員の  
奥さん  
うちの子家の中で遊ばないし  
帽子かぶれと言っても言うこ  
と聞かないし、水筒持たせて  
も忘れくるし、どうしよう！

瓦屋根工事業Dさん（51歳）  
瓦焼けてるし上から下からだ  
かから大変！

従業員は忙しかったら休憩な  
しでも頑張ってしまうから  
きちんと休憩もとってやらな  
いと！



## 職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日施行）（抜粋）

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。  
この改正により、以下の措置が事業者には義務付けられます。

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
  - ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
  - ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」  
がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
  - ①作業からの離脱
  - ②身体の冷却
  - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
  - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※保険や共済への加入は、熱中症対策義務には含まれません。

熱中症対策は出来たけど、それでも熱中症になってしまった時のことを考えて、従業員の共済への加入も検討しようかな？



※ ご加入の際は必ずパンフレット、約款で補償内容をご確認ください

◆ ご興味のある方は商工会にご連絡ください

商工会の福祉共済  
「けが」の補償に

- 加入したい  
 詳しい説明を聞きたい

お名前		事業所名	
電話番号		ご年齢	歳

〇〇商工会

FAX  
TEL